

議案第45号

さいたま市子ども家庭総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市子ども家庭総合センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市子ども家庭総合センター条例の一部を改正する条例

さいたま市子ども家庭総合センター条例（平成29年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (業務) 第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)～(5) [略] (6) <u>子ども</u> への自立に向けた支援に関すること。 (7)～(11) [略] | (業務) 第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)～(5) [略] (6) <u>未成年者</u> への自立に向けた支援に関すること。 (7)～(11) [略] |
| (利用資格等) 第16条 [略] 2 市民コンタクトスクエアのうち、バンドスタジオ及びダンススタジオ並びにこれらの附属設備を利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する <u>20歳未満の者</u> (2) [略] 3 [略] | (利用資格等) 第16条 [略] 2 市民コンタクトスクエアのうち、バンドスタジオ及びダンススタジオ並びにこれらの附属設備を利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する <u>未成年者</u> (2) [略] 3 [略] |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。